

株式会社イナック 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 3 月 1 日～平成 36 年 3 月 1 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 3 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 6 月～ 制度に関して顧問労務士様による社内セミナーを開く

目標 2：平成 33 年 3 月までに、中学就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 31 年 3 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 33 年 3 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 12 日以上とする。

<対策>

- 平成 31 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 31 年 3 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 3 回行う
- 平成 31 年 3 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する